

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年^{大蔵省}労働省令第一号）

改正案	現行
（信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合） 第九十八条 令第五条第九項第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める国民経済上特に緊要な事業は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）<u>第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業とする。</u> 2・3（略）	（信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合） 第九十八条 令第五条第九項第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める国民経済上特に緊要な事業は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）<u>第二条第一項第一号に規定する一般電気事業とする。</u> 2・3（略）